

議案第1号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,368,985千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,800,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		365,000	18,481	383,481
	1 地方特例交付金	360,000	18,481	378,481
11 地方交付税		15,152,000	1,166,966	16,318,966
	1 地方交付税	15,152,000	1,166,966	16,318,966
15 国庫支出金		36,453,005	93,389	36,546,394
	2 国庫補助金	3,324,823	15,740	3,340,563
	3 国庫交付金	8,789,470	72,650	8,862,120
	4 国庫委託金	19,497	4,999	24,496
16 県支出金		11,592,281	2,784	11,595,065
	2 県補助金	2,545,669	2,578	2,548,247
	4 県委託金	73,934	206	74,140
17 財産収入		393,222	3,300	396,522
	2 財産売払収入	97,915	3,300	101,215
19 繰入金		378,417	△67,558	310,859
	1 基金繰入金	215,645	△67,558	148,087
21 諸収入		3,781,842	5,523	3,787,365
	4 受託事業収入	569,842	5,514	575,356
	7 雑入	1,430,309	9	1,430,318
22 市債		9,559,800	146,100	9,705,900
	1 市債	9,559,800	146,100	9,705,900
歳入合計		153,431,889	1,368,985	154,800,874

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,495,595	1,154,622	12,650,217
	1 総務管理費	6,760,629	1,123,224	7,883,853
	7 文化スポーツ費	1,372,275	31,398	1,403,673
3 民 生 費		73,615,747	89,822	73,705,569
	1 社会福祉費	31,117,427	42,978	31,160,405
	2 生活保護費	17,865,558	9,944	17,875,502
	3 児童福祉費	20,383,282	36,900	20,420,182
4 衛 生 費		10,164,944	500	10,165,444
	3 環境保全費	245,521	500	246,021
6 商 工 費		4,424,646	15,668	4,440,314
	1 商 工 費	2,714,847	38	2,714,885
	2 観 光 費	1,709,799	15,630	1,725,429
7 土 木 費		9,193,113	50,761	9,243,874
	4 都市計画費	827,694	50,761	878,455
9 教 育 費		10,075,590	4,152	10,079,742
	1 教育総務費	2,027,812	724	2,028,536
	3 中学校費	854,510	79	854,589
	6 社会教育費	2,364,350	3,349	2,367,699
13 災害復旧費		112,288	53,460	165,748
	1 令和5年度発生 農林水産施設災害復旧費	37,248	36,443	73,691
	2 令和5年度発生 土木施設災害復旧費	75,040	1,689	76,729
	3 令和5年度発生 総務施設災害復旧費	-	369	369
	4 令和3年度発生 土木施設災害復旧費	-	14,959	14,959
歳 出 合 計		153,431,889	1,368,985	154,800,874

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約システム事業 (文化スポーツ施設)	令和 6 年度 } 令和 1 0 年度	675
合 計		675

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約システム事業 (社会福祉施設)	令和 6 年度 } 令和 1 0 年度	770
合 計		770

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約システム事業 (市民福祉施設)	令和 6 年度 } 令和 1 0 年度	290
合 計		290

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約システム事業 (労働福祉施設)	令和 6 年度 } 令和 1 0 年度	385
合 計		385

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食民間委託事業	令和 6 年度 } 令和 8 年度	332,472
合 計		332,472

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民図書館管理運営事業	令和6年度 } 令和10年度	1,749,894
合	計	1,749,894

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約システム事業 (教育施設)	令和6年度 } 令和10年度	2,685
合	計	2,685

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護施設整備事業	9,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
令和3年度発生土木施設災害復旧事業	4,400	〃	〃	〃
計	13,400			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
スポーツ施設整備事業	5,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	32,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
都市再生整備事業	12,400	〃	〃	〃	39,800	〃	〃	〃
臨時財政対策債	2,140,000	〃	〃	〃	2,192,500	〃	〃	〃
令和5年度発生農林水産施設災害復旧事業	25,000	〃	〃	〃	48,700	〃	〃	〃
令和5年度発生土木施設災害復旧事業	48,300	〃	〃	〃	49,900	〃	〃	〃
計	9,559,800				9,692,500			

議案第2号

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ944,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		199,365	38	199,403
	1 一般会計繰入金	199,365	38	199,403
5 市債		7,500	272,300	279,800
	1 市債	7,500	272,300	279,800
歳入合計		671,726	272,338	944,064

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		550,034	272,338	822,372
	1 卸売市場費	550,034	272,338	822,372
歳出合計		671,726	272,338	944,064

第2表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
卸売市場整備事業	7,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	279,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	7,500				279,800			

議案第 3 号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個
人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個
人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表の 1 の項中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）」を「健康保険法（大正 1 1
年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8
年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（
昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例の制定について
和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 本市が設置する中学校における給食の調理等に関する業務を処理するための給食センターを設置するに当たり、その設計及び建築並びに維持管理及び運営の業務（以下「整備運営業務」という。）を委託する事業者の選定について調査審議するため、本市に中学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 整備運営業務を委託する事業者の選定に関すること。
- (2) その他整備運営業務を委託する事業者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

議案第5号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

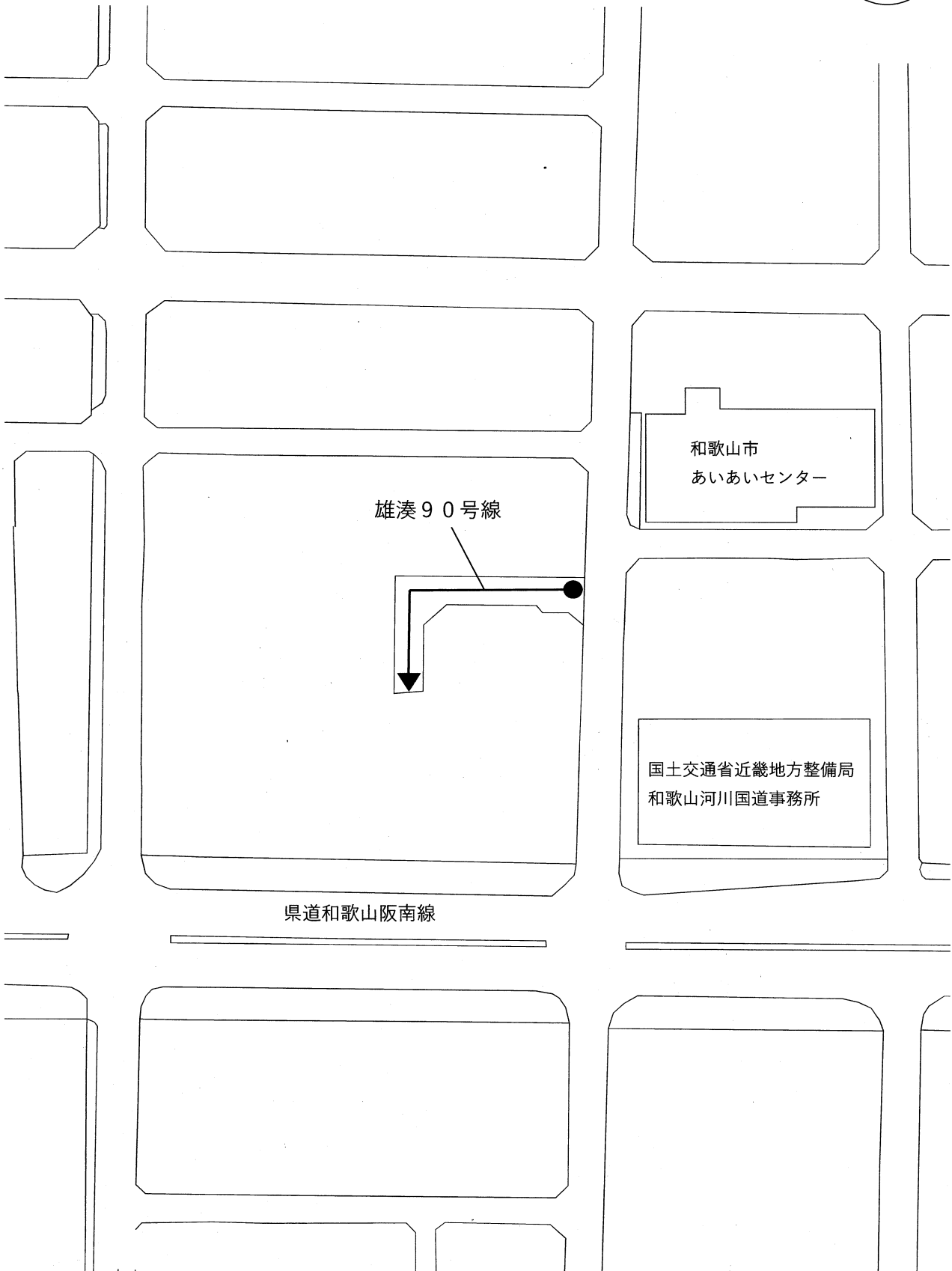
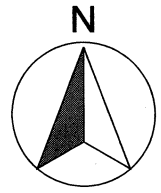
令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

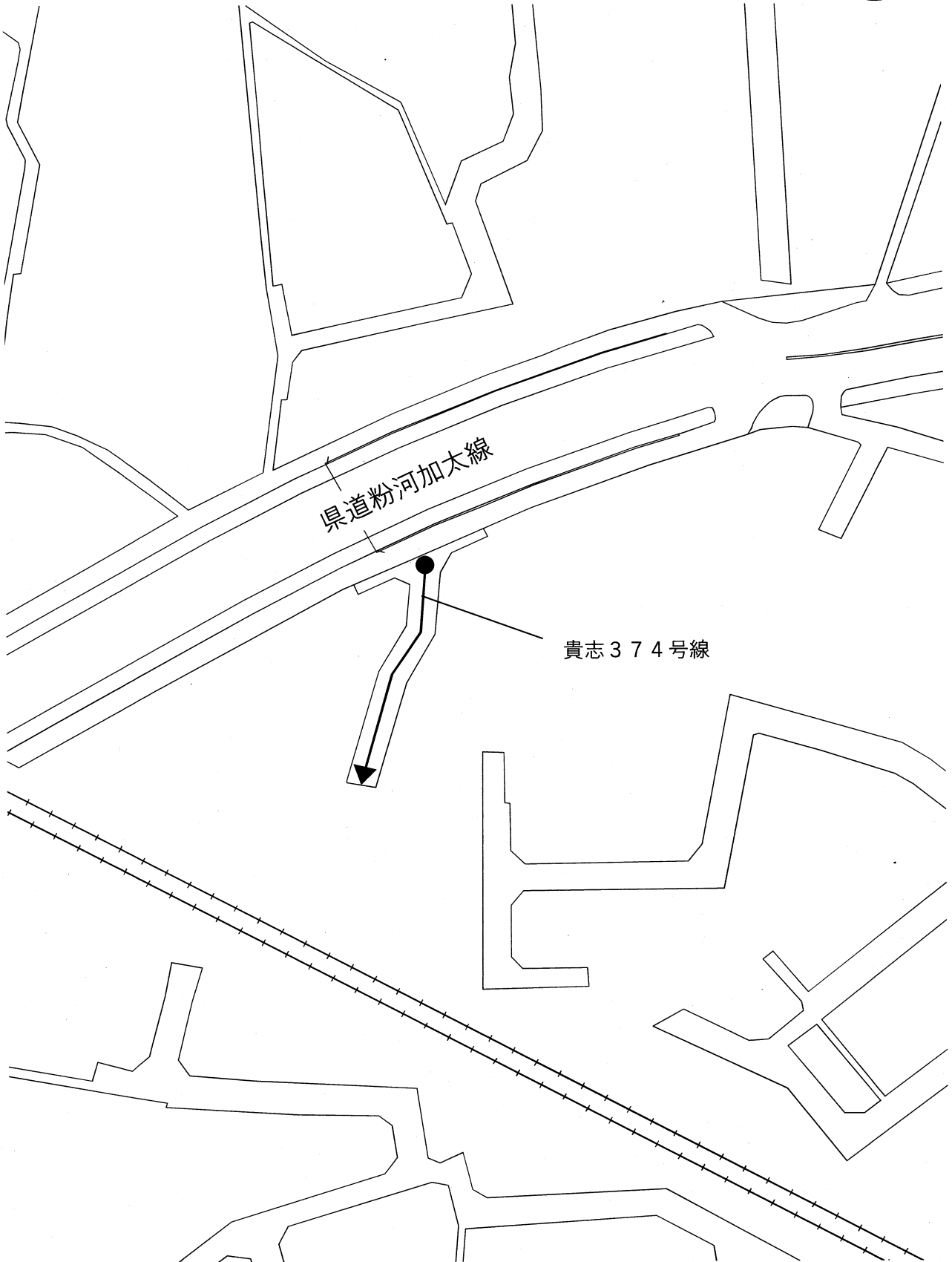
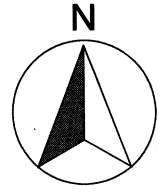
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
4-90	雄湊90号線	和歌山市西汀丁 和歌山市西汀丁		
22-374	貴志374号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-375	貴志375号線	和歌山市中 和歌山市中		
22-376	貴志376号線	和歌山市中 和歌山市中		
22-377	貴志377号線	和歌山市中 和歌山市中		
22-378	貴志378号線	和歌山市中 和歌山市中		
22-379	藤戸台202号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-380	藤戸台203号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-381	藤戸台204号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-382	藤戸台205号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-383	藤戸台206号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-384	藤戸台207号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-385	藤戸台208号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-386	藤戸台209号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-387	藤戸台210号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-388	藤戸台211号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-389	藤戸台212号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-390	藤戸台213号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-391	藤戸台214号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		

整理番号	路線名	起終 点	備考
22-392	藤戸台215号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-393	藤戸台216号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-394	藤戸台217号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-395	藤戸台218号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-396	藤戸台219号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-397	藤戸台220号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-398	藤戸台221号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-399	藤戸台222号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
24-168	西和佐168号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
25-166	岡崎166号線	和歌山市西 和歌山市西	
25-167	岡崎167号線	和歌山市西 和歌山市西	
27-104	和佐104号線	和歌山市禰宜 和歌山市禰宜	
38-164	雑賀164号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-165	雑賀165号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-166	雑賀166号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-167	雑賀167号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-168	雑賀168号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-169	雑賀169号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-170	雑賀170号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-171	雑賀171号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
41-222	名草222号線	和歌山市内原 和歌山市内原	

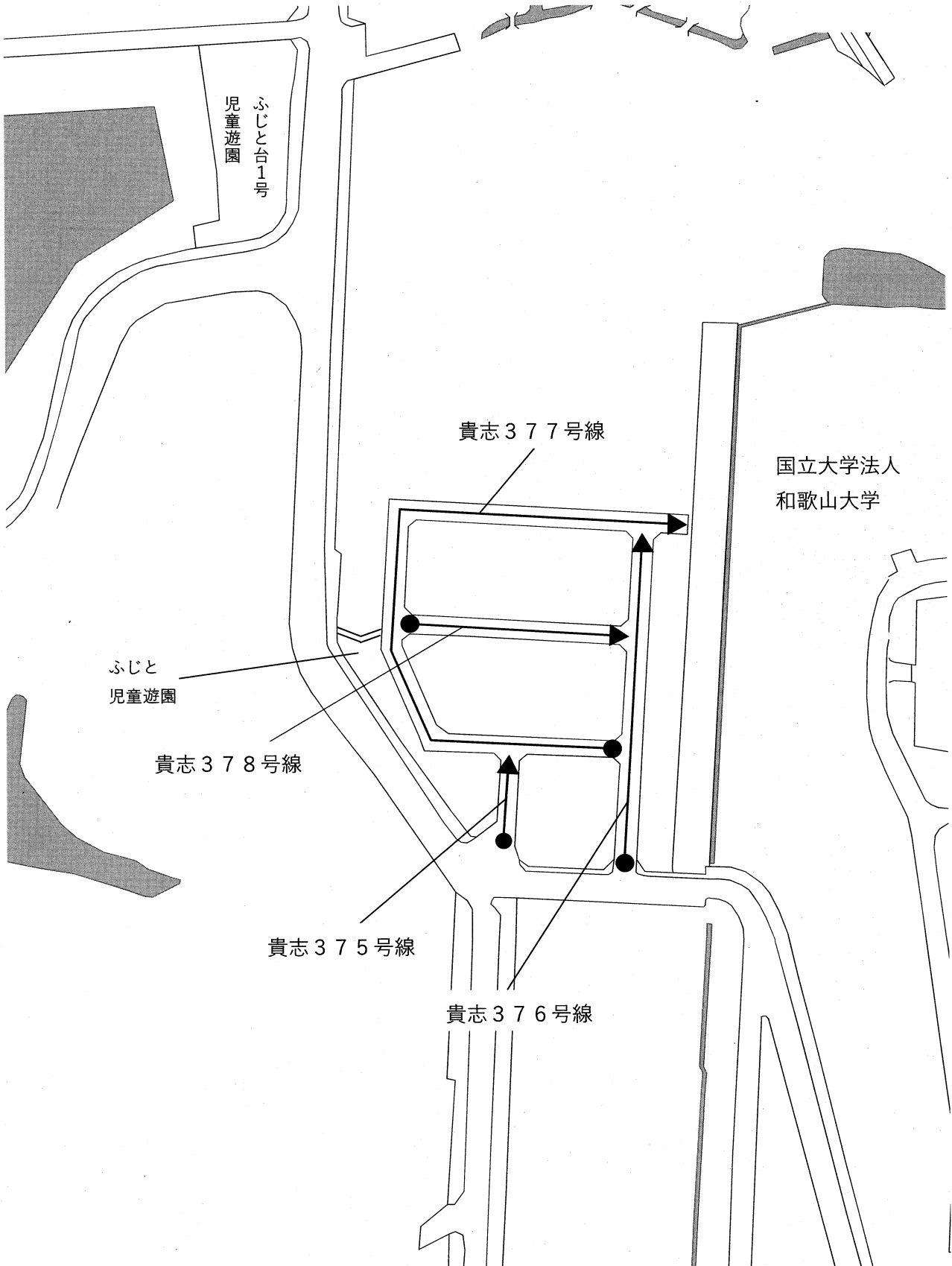
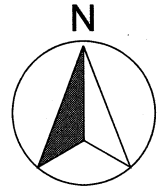
路線認定図



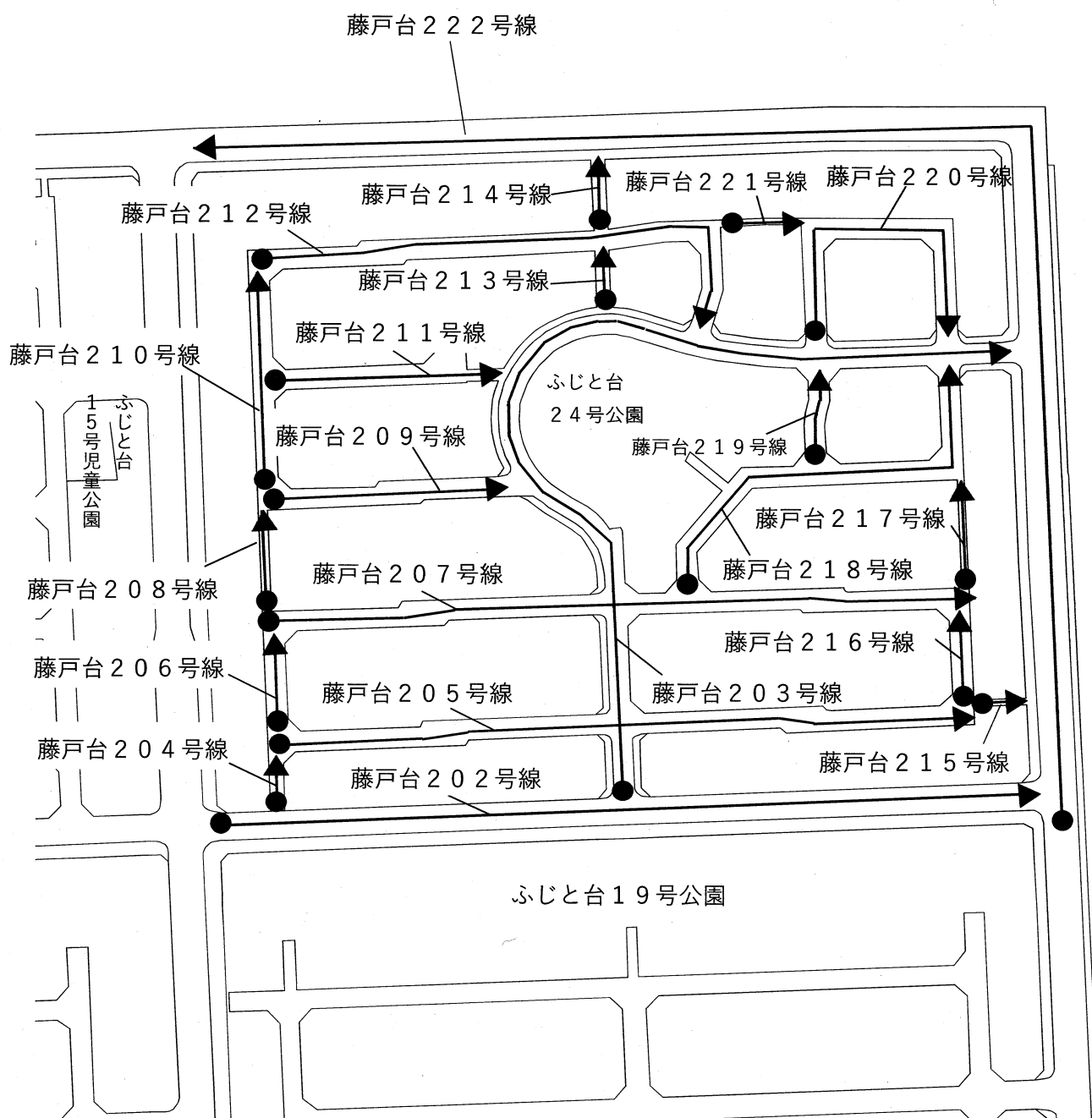
路線認定図



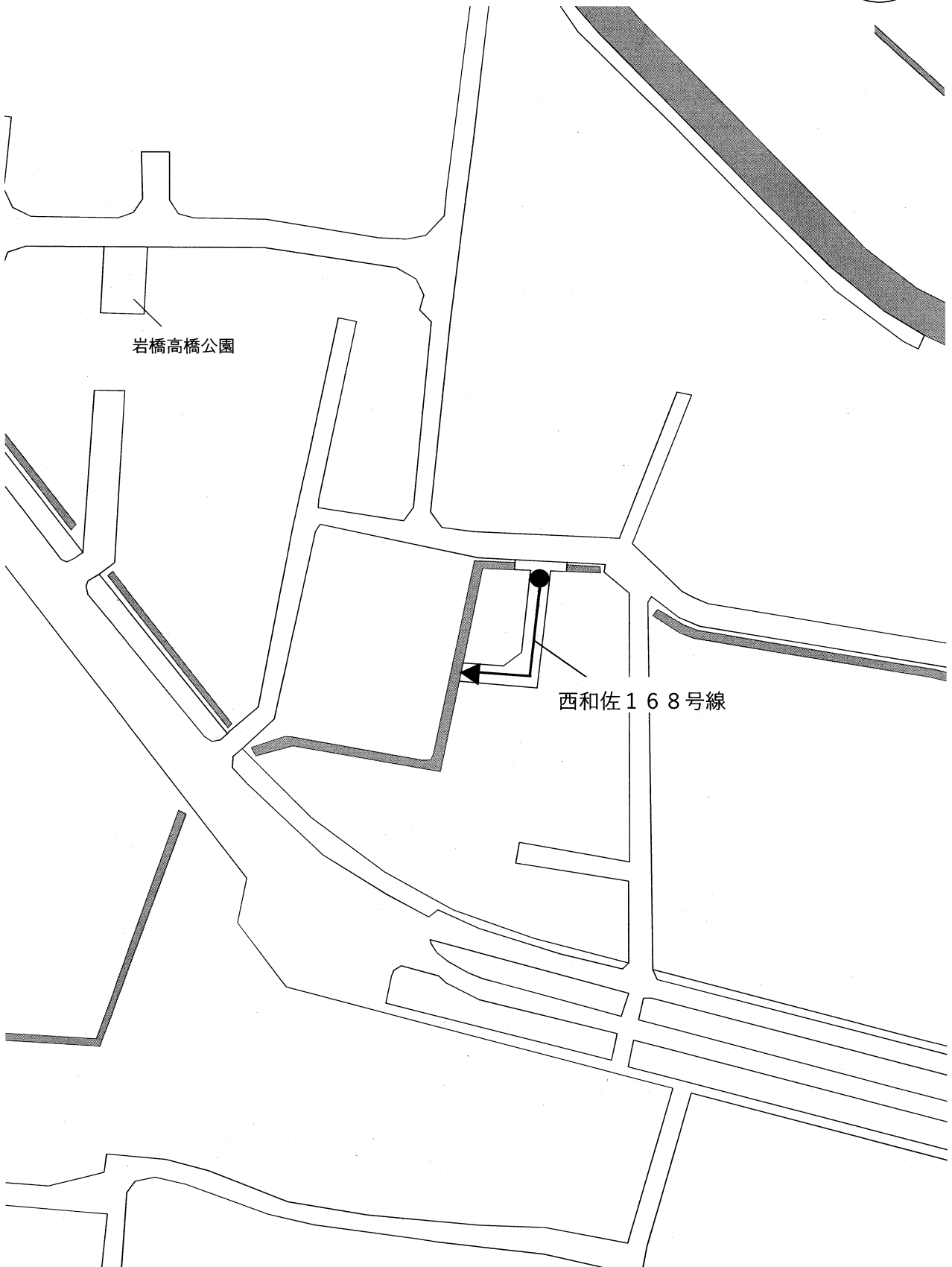
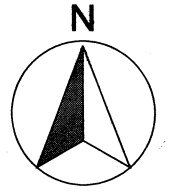
路線認定図



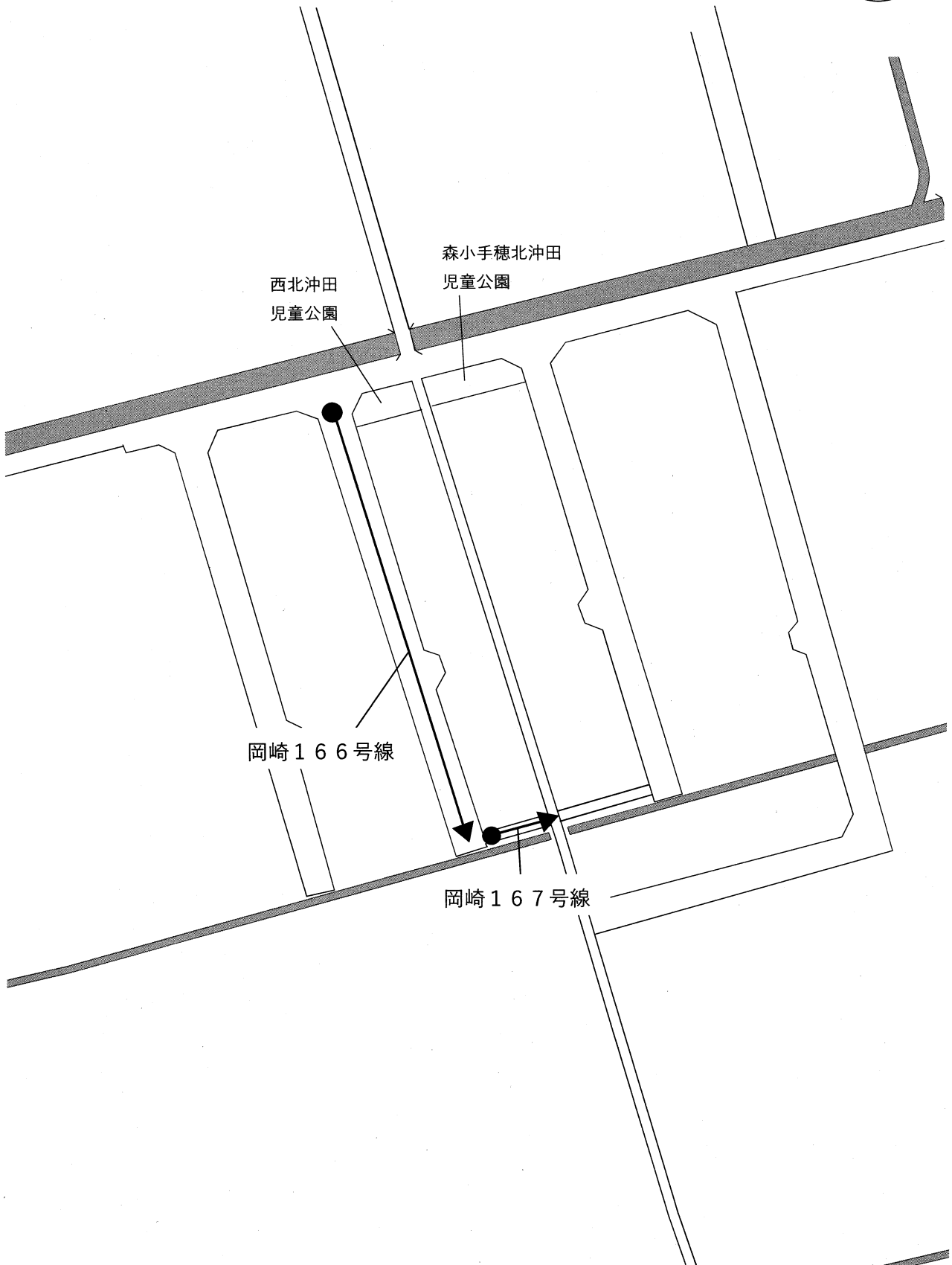
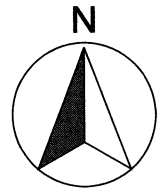
路線認定図



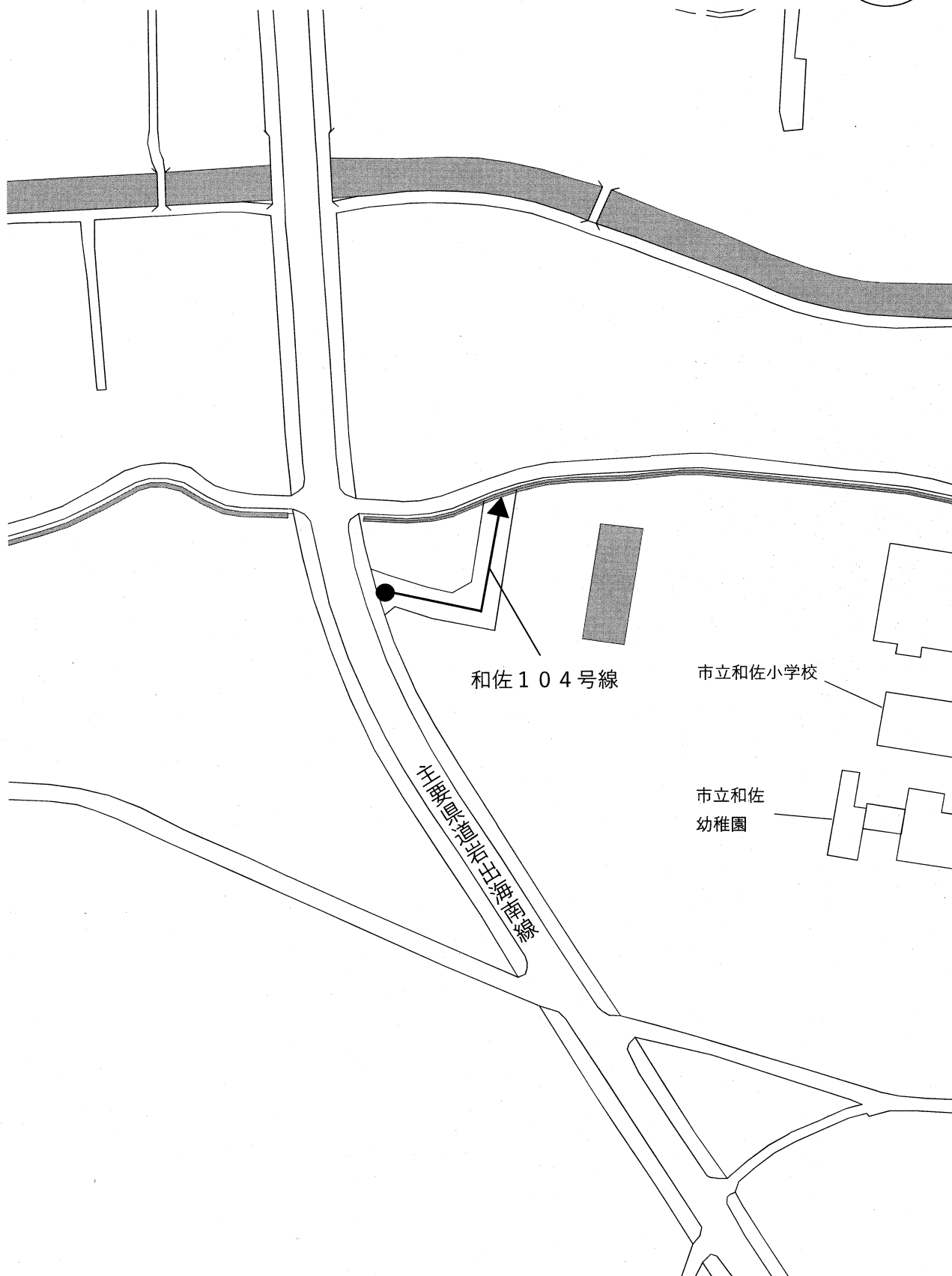
路線認定図



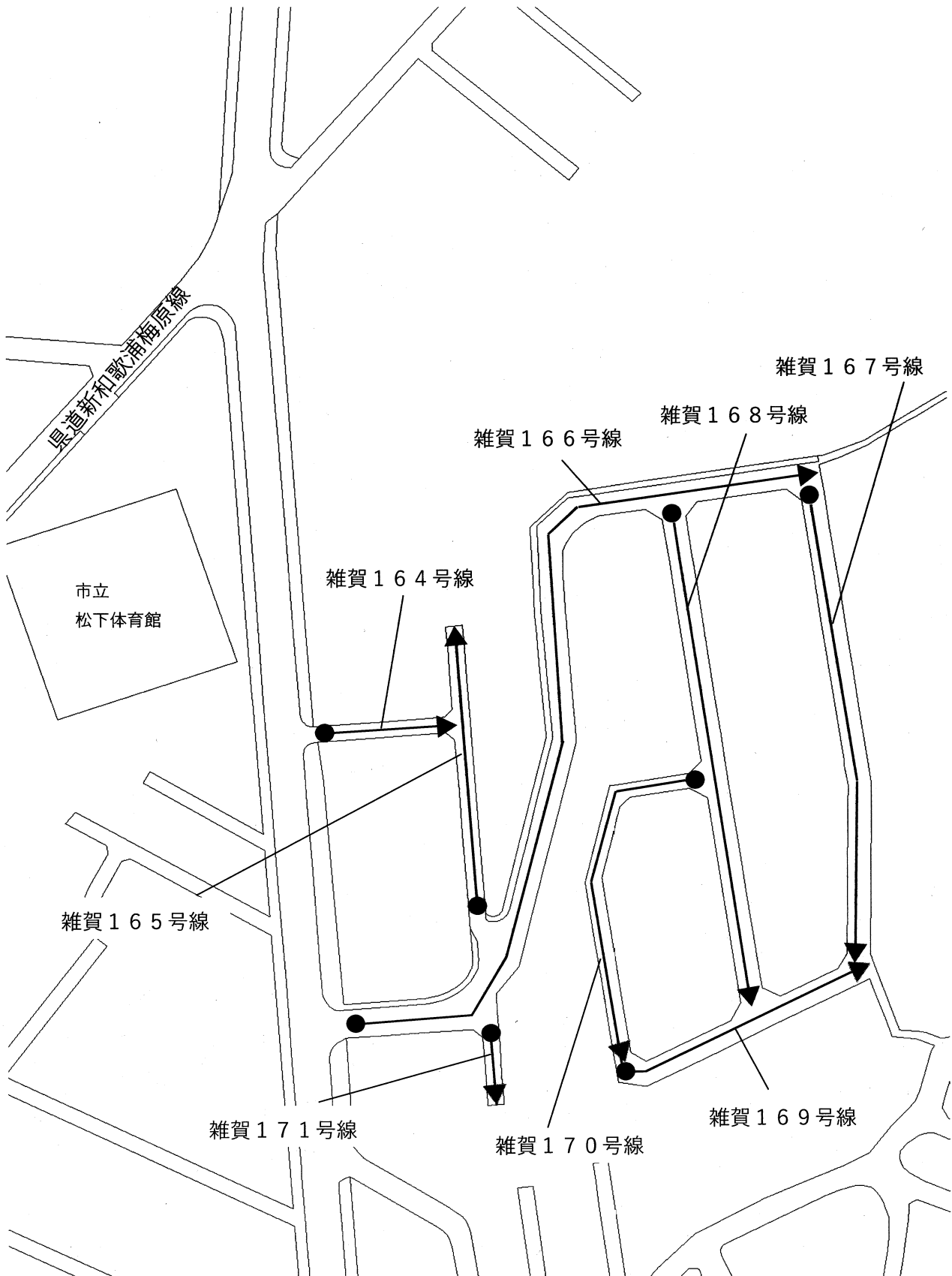
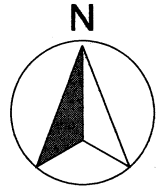
路線認定図



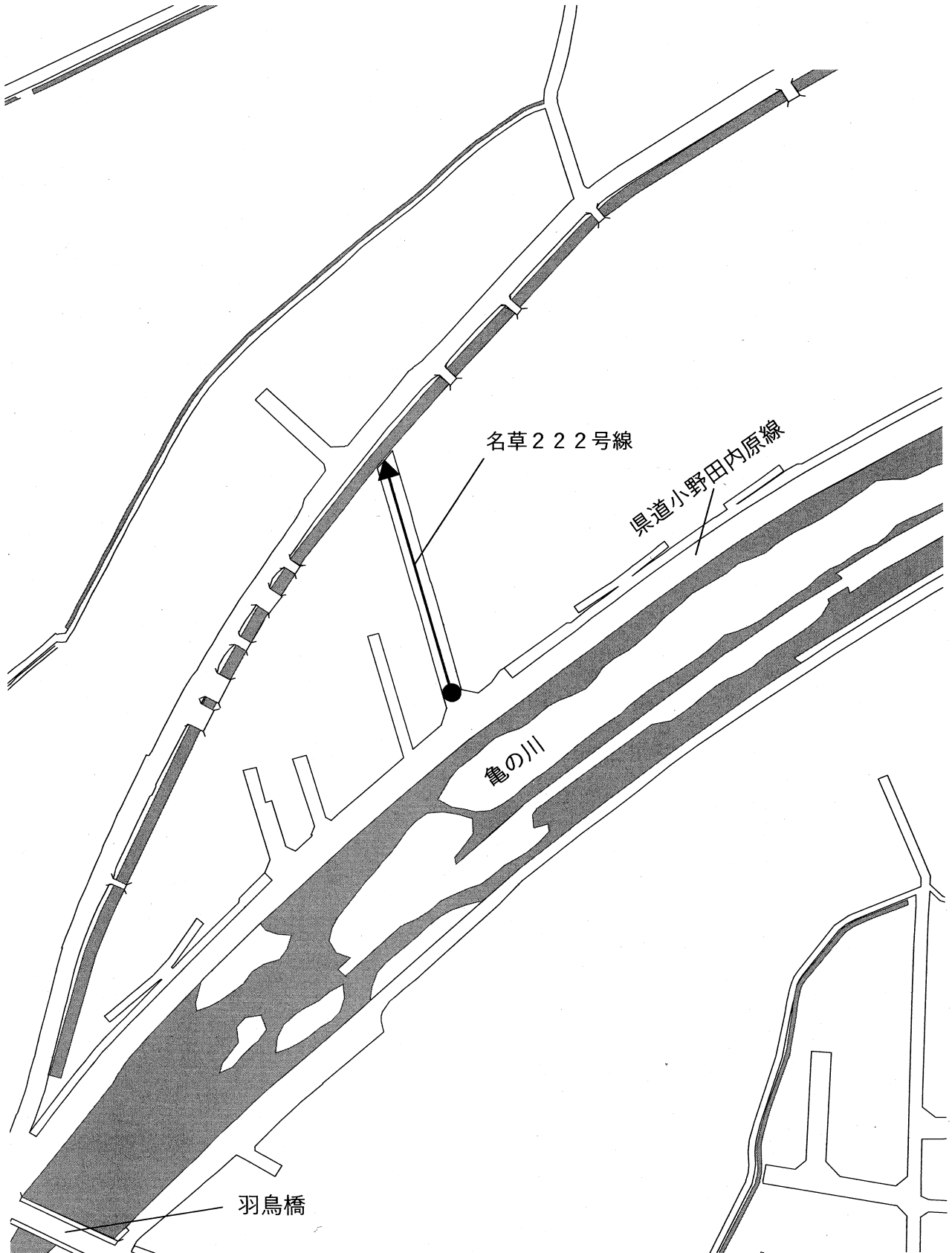
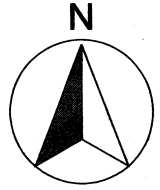
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第6号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市民図書館	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
和歌山市民図書館西分館	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第7号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,879,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		36,546,394	78,513	36,624,907
	3 国庫交付金	8,862,120	78,513	8,940,633
歳入合計		154,800,874	78,513	154,879,387

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,650,217	16,500	12,666,717
	7 文化スポーツ費	1,403,673	16,500	1,420,173
6 商工費		4,440,314	54,865	4,495,179
	1 商工費	2,714,885	29,865	2,744,750
	2 観光費	1,725,429	25,000	1,750,429
8 消防費		5,587,437	1,448	5,588,885
	1 消防費	5,587,437	1,448	5,588,885
9 教育費		10,079,742	5,700	10,085,442
	6 社会教育費	2,367,699	5,700	2,373,399
歳出合計		154,800,874	78,513	154,879,387

議案第8号

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ973,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		199,403	29,865	229,268
	1 一般会計繰入金	199,403	29,865	229,268
歳入合計		944,064	29,865	973,929

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		822,372	29,865	852,237
	1 卸売市場費	822,372	29,865	852,237
歳出合計		944,064	29,865	973,929

議案第9号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替工事
工 事 場 所	和歌山市西浜1660番401
請 負 代 金 額	2,904,000,000円
契 約 の 相 手 方	和歌山市六番丁26番地 株式会社小池組 代表取締役 小 池 康 之
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価落札方式）

議案第10号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替電気設備工事
工 事 場 所	和歌山市西浜1660番401
請 負 代 金 額	441,012,000円
契 約 の 相 手 方	和歌山市三葛238番地の6 株式会社土井電設工業 代表取締役 土 井 茂 喜
契 約 方 法	一般競争入札

議案第 1 1 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 2 号）第 1 1 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替機械設備工事
工 事 場 所	和歌山市西浜 1 6 6 0 番 4 0 1
請 負 代 金 額	4 6 1, 9 8 7, 9 0 0 円
契 約 の 相 手 方	和歌山市小松原通 3 丁目 3 0 番地 株式会社小向商会 代表取締役 小 向 俊 和
契 約 方 法	一般競争入札

議案第12号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	河西橋橋面工及び上部工（A1～P1、P7～A2）工事
工 事 場 所	和歌山市西蔵前丁地内から北島地内まで
請 負 代 金 額	932,800,000円
契 約 の 相 手 方	和歌山市雑賀崎2021番地の9 株式会社豊工業所 代表取締役 久保晋典
契 約 方 法	一般競争入札

議案第13号

工事請負変更契約の締結について

令和4年2月24日に議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	坂田磯の浦線道路新設改良工事その9
工 事 場 所	和歌山市磯の浦地内
変更前の請負代金額	372,741,292円
変更後の請負代金額	396,433,400円
契約の相手方	和歌山市和歌浦南1丁目4-21 株式会社中山建設 代表取締役 中山善嗣
変更理由	擁壁の埋戻しに碎石を購入する必要が生じたことや、建設発生土を現場外に仮置する必要が生じたことにより、材料費と運搬費が増額となったため

議案第14号

令和4年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金247,144,134円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第15号

令和4年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金702,449,954円のうち512,987,421円を減債積立金に積み立て、189,462,533円を資本金に組み入れるものとする。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第16号

令和4年度和歌山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度和歌山市下水道事業会計未処分利益剰余金1,055,758,579円のうち866,400,416円を減債積立金に積み立て、891,976,163円を資本金に組み入れるものとする。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓